

湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局 障害者活躍推進計画

令和7年3月11日

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管理者 佐藤 一夫

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項の規定に基づき、湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者が策定する。

機関名	湯沢雄勝広域市町村圏組合
任命権者	管理者 佐藤 一夫
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局における障害者雇用に関する課題	<p>湯沢雄勝広域市町村圏組合管理者部局は、事務局、火葬場、一般廃棄物処理施設等を有する組織機構で、常勤職員が30人程度と小規模である。</p> <p>これまで障害者に限定した募集や採用は行っていないが、今後、在職中の疾病及び事故等により心身に障害のある職員が出てきた場合には、速やかに組織的な体制整備を進める必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○採用に係る手続きにおいて、希望する配慮の内容を申し出ることが可能であること等、障害者を念頭においた募集を行う。</p> <p>○障害者の採用があった場合には、組合内において障害に関する適正な理解を促進するため、研修の機会を設ける。</p>
②定着に関する目標	○今後、雇用する障害者が出てきた場合には、雇用環境の充実に努め、定着率の向上を目指す。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務財政課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任し、必要に応じて資格を習得させる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○心身の障害により業務遂行が困難等の相談があった場合は、関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。

<p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○人事評価制度による面談の際は、障害者である職員にとって適切な職務内容となっているか確認を行う。また、職員が必要とする配慮等を把握し、必要な措置を継続的に講ずるものとする。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>④ その他</p>	<p>○障害者就労施設等への役務等の発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○人口動態や社会環境などの変化に柔軟に対応できるよう、計画期間内であっても、本計画の見直しを適宜行う。</p>